

現場の看護師が抱きがちな二つの懸念

中村 看護職、とりわけ医療現場にいる看護師のうち、特定看護師（仮称）の創設提言に象徴される今回の一連の動きに、反対と言いますか、懸念する方たちから、大きく二つの声が出ているように思います。

一つは、「特定看護師と呼ばれる人たちが出てきたら、私たちが今までやってきたことができなくなつて、業務範囲がむしろ狭められてしまうのではないか」と心配する声、もう一つは、「医師の仕事をなぜ看護師が引き受けなければならぬのか。やり手が足りないなら医師を増やせばいいではないか」というものです。これらの声に、先生だったらどうお答えになりますか。

有賀 まず後者の疑問ですが、現在の医療現場において、すでに一部の看護師さんが包括的な指示の下に、診療の補助行為として実践していることを、医療の質の確保や安全、安心の観点から、また、これはあまり言われていないことですが、看護師さんの立場を守る

というという観点からも、看護職の業務として、現在の法体系の中にきちんと位置付けていこうということですからね。

それを「医師の仕事だ」と頭から決めつけてしまうと、話はそこで途切れてしまい、改善とか向上ということにつながりません。繰り返し言っていることですが、やはり「患者さんのためにどうするのが一番よいのだろうか」という発想で、前向きに考えていきたいですよ。

その上で、前者の懸念については、特定看護師（仮称）については、検討会が創設を提言はしたものの、果たして誕生するかどうか、誕生するとしてどのような看護師像になっていくのかは、現時点では全く未定で、これからみんな決めていくことですかね。わからないものに漠とした不安を抱くのは、まあ止むを得ないでしょう。

ただし、この対談の冒頭で話題にしたように、それなりの背景と経緯があつて特定看護師（仮称）の話が出てきたことに理解が得られれば、「私たちの看護業務が狭まってしまう」という心配はなくなるのではないですか。そもそも看護師さんの役割を拡大しよう、

その専門性をもっと発揮してもらおうということに進んでいる話ですから。

NP（診療看護師）とは異なる性質のもの

有賀　ところで、今回の対談では、何回かナースプラクティショナー、つまりNPという言葉が出てきましたし、検討会でもその話は取り上げられました。その結果、報告書において、特定看護師（仮称）とNPは「異なる性質のもの」とはつきり打ち出しているわけですが（表15参照）、中村さんは、現時点でイメージしておられる特定看護師（仮称）像と、すでにアメリカを中心とする欧米各国で活躍しているとNPとの違いをどのように考えておられますか。一言でNPと言っても、国によって、あるいはアメリカにあつては州によって、立場も動き方もかなり違っているように聞いていますが。

中村　ご承知のように日本でも、NPを作ろうという話が日本NP協議会を中心に進んでいます。すでに5つの大学院修士課程で、その養成コースが動き始めています。先ほどお話の、特定看護師（仮称）のモデル事業に関するヒアリングで報告された東京医療保健

表 15 「チーム医療の推進に関する検討会」報告書における
特定看護師（仮称）と NP・PA

- 医師の指示を受けずに診療行為を行う「ナースプラクティショナー」(NP)については、医師の指示を受けて「診療の補助」行為を行う看護師・特定看護師（仮称）とは異なる性格を有しており、その導入の必要性を含め基本的な論点について慎重な検討が必要である
- いわゆる「フィジシャン・アシスタント」(PA)については、看護師等の業務拡大の動向等を踏まえつつ、外科医をめぐるさまざまな課題（外科医の業務負担、処遇、専門医養成システム等）の一環として、引き続き検討することが望まれる

（編集部注：NPの本場米国では、その数が全米で約14万人にのぼる。資格は各州が州の免許として発行し、州間での互換性もある。職務内容は州法を反映した病院ごとのプロトコールとして定められている）

（下線は編集部）

大学大学院看護学研究科もその一つで、NP協議会は、当面「診療看護師」という名称で話を進めています（表16参照）。
そこで、お尋ねのNPと特定看護師（仮称）の違いですが、そこはすでに鮮明になっていまして、NPは医師の指示を受けずに医行為を行います、特定看護師（仮称）は医師の包括的指示の下で、あらかじめ定められた特定の医行為を行うこととなります。究極的な違いは、この「包括的指示の下」という文言が入るかどうかですが、実はそこに大きな意味があると私は思っています。

表 16 日本 NP 協議会と「診療看護師」

- 欧米において、初期症状の診断や治療を行うナースプラクティショナー(Nurse Practitioner：NP)の活躍に注目が集まる中、日本においても、2009年10月1日、NPの養成に向けた大学院教育の推進や教育の標準化、制度化を目指す関係者が、日本NP協議会(Japanese Nurse Practitioner Association：JNPA；会長／草間朋子・大分県立看護科学大学長)を発足させている。
- 同協議会はその規約第2条で、活動の目的を、「わが国における質の高いNP(当面、「診療看護師」と呼ぶ)養成を目指し、NP(診療看護師)の医療制度上の役割、身分等を検討し、制度化に向けた必要な事項を決定し、NP(診療看護師)に対する社会の理解の促進を図ること」*と明記。
- さらに同規約第3条では、その目的達成のための活動として以下をあげている。
 - ① NP(診療看護師)教育の標準化に向けた活動
 - ② NP(診療看護師)の制度化に向けた活動
 - ③ NP(診療看護師)の社会的評価に関する活動
 - ④ NP(診療看護師)に関する広報活動
 - ⑤ その他、協議会の目的に必要な活動**
- NP(診療看護師)養成コースは、2008年4月に大分県立看護科学大学大学院修士課程に設置されたのを皮切りに、09年4月に国際医療福祉大学と聖路加看護大学、2010年4月には東京医療保健大学と北海道医療大学の大学院修士課程に新設され、2010年10月現在、5校となっている。

*・** 日本NP協議会ホームページより。